

港内における作業許可等について（周知事項）

記

1．港内における工事や作業は、河川法や港湾法に基づく管理者の許可の外、港則法に基づく許可が必要です。港則法で定められた港で、美保湾、中海、宍道湖に面した港は、特定港として、境港、一般港として、美保関、米子、安来、松江があります。従って、これらの港内及び境界線付近で作業を行う場合は、境港の場合は境港長（境海上保安部長）、美保関、米子、安来、松江の場合は境海上保安部長の許可が必要です。

なお違反した場合は同法第41条により3箇月以下の懲役又は3万円以下の罰金に処せられることとなっています。

又許可申請などの詳細については、中海分室に常備してある「港内工事作業等の手引き」を参照して下さい。

2．境港には、港則法に基づく航路（俗に言う法定航路）が境水道大橋付近から美保関町長浜沖付近（詳細は中海分室備え付けの海図参照）まで設定されていて、この航路内では船舶は特別の場合を除き投錨禁止となっています。

これに違反した場合には、同法第39条により前号同様の罰則が適用されます。